

助成金事業名	宮古市共同募金委員会一般公募助成事業 「赤い羽根 じぶんの町を良くする活動応援事業」※再募集
対象事業	自分たちの地域をより良くするために、住民自らが参画し、活動する、地域の課題解決に向けた取り組みへの助成。 (自団体が従来から行う活動の充実のみに留まるもの、物品購入を主目的にしているものを除く)
事業対象期間	令和5年7月1日～令和6年3月31日までに実施する事業
助成額	助成総額(再募集総額) 800,000円 (1) 1団体あたりの上限設定なし (2) 助成を希望する事業実施に係る経費の内8割を限度額とし、参加費や会費、団体の自己資金が活用されていること。但し、自己資金等の活用が難しい団体等においては、申請書にその理由を申し出ることにより応募することができるものとする。 (3) 助成金は千円単位での助成とする。
申請期限	令和5年5月8日(月)
対象経費	事業を実施するために必要な経費。 ※対象外経費 (1) 団体・グループの運営費、人件費(講師謝金を除く) (2) 団体の会員、構成員同士のみで親睦を目的とした事業 (3) 飲食のみを目的とした事業(アルコール、土産代等を含む)
応募申請方法	岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会(以下「当会」という。)所定の「助成金応募申請書」「事業計画・予算書」に必要事項を記入し、必要に応じ申請団体の概要や活動実績等を記した書類を添えて当会に提出するものとする。※様式は各地区窓口にあります。
継続事業申請の取り扱い	同じ助成対象団体が同一の助成対象事業を行う場合に交付できる助成金の交付回数は3回までとする。また、前年度採択された事業を引き続き行うための応募申請は、その理由等を併せて審査・決定を行う。
助成金交付	助成金は前金払いとし、助成決定後に指定の口座へ振り込みとする。
注意事項	申請希望団体は、問い合わせの後、事前に助成事業の説明を受けることが原則。 ※説明会日程についてはお問い合わせ時にご案内いたします。
備考	この事業を行うことで、地域の力が高まり、活動が広がるのが期待できるもの。そのために、新たに活動を立ち上げたものでも可。 ◆(参考)令和3年度助成決定団体 1 特定非営利活動法人輝きの和 事業名「子どもたちへ様々な体験により希望をもって生きる力を付ける」助成額 274,000円 ◆(参考)令和4年度助成決定団体 1 門馬地域送迎チーム 事業名「門馬地域送迎サービス」助成額 198,000円